

養老町医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 原油価格及び物価の高騰に伴い、光熱費や燃料費等に大きな影響を受けた町内の医療機関及び福祉サービスを提供する事業所等（以下「医療機関等」という。）の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるよう、予算の範囲内において物価高騰対策支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、令和4年10月1日現在において、町内で次の施設又は事業所を1年以上運営している法人及び個人事業主（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条で規定する各種介護サービスの提供がされる施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条で規定する養護老人ホーム、同法第29条第1項の規定により岐阜県知事に届出をしている有料老人ホーム若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により岐阜県知事が登録をしているサービス付き高齢者向け住宅
- (2) 次に定める医療機関等
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項で規定する病院のうち保険医療機関である病院
 - イ 医療法第1条の5第2項で規定する診療所のうち保険医療機関である診療所
 - ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する薬局のうち保険薬局である薬局
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条の規定により障害福祉サービス（短期入所を除く。）を行う事業所又は相談支援を行う事業所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者とししないものとする。

- (1) 申請日時点において医療機関等を休止している場合
- (2) 令和4年度末までに医療機関等の休止又は廃止を行う予定がある場合
- (3) 国及び地方公共団体からの補助金その他これに類するものの交付を受けている場合
- (4) 法人等が町税等を滞納している場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している場合、又はその他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、町長が不適格であると認める者

3 助成金の申請及び交付の手続きについては、原則として対象の医療機関等を運営する法人等が一括して行うものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、助成対象者が負担する次に掲げる経費であつて、令和4年4月1日から令和4年9月30日まで(以下「助成対象月」という。)の月の経費が、前年同月の経費に比べ増加している場合に、その各月における差額分の合計額を助成するものとする。

- (1) 電気料金
- (2) ガス料金
- (3) ガソリン代

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、1法人等あたり1回限り60万円を上限とする。

(交付の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 経費内訳書兼助成金算定書(様式第2号)
- (2) 経費の増加額を確認できる書類
- (3) 完納証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(申請書の審査及び結果通知)

第6条 町長は、前条に基づく申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その結果を医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第7条 前条に基づく交付決定の通知を受けた者は、医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)により請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の全部若

しくは一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備及び保管)

第9条 助成金の交付を受けた者は、申請及び交付に関する書類等を整備し、助成金交付決定日が属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年9月27日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、第9条の規定を除き、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）養老町長

申請者 所在地
法人等名
代表者の職氏名 印

医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付申請書

医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、第2条第2項の各号いずれかにも該当しないことを申し添え、町税等に係る納税状況について調査することに同意します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 添付書類
 - （1）経費内訳書兼助成金算定書（様式第2号）
 - （2）経費の増加額を確認できる書類
 - （3）完納証明書
 - （4）その他
3. 交付要件確認事項（該当する場合、□に✓をしてください。）
 - 申請日時点において医療機関等を休止していない。
 - 申請月の翌月末日までに医療機関等の休止又は廃止を行う予定はない。
 - 国、及び地方公共団体からの補助金その他これに類するものの交付を受けていない。
 - 町税等を滞納していない。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与していない。

様式第2号（第5条関係）

経費内訳書兼助成金算定書

1. 助成金算定額

各施設・事業所差引合計額（C）	円
助成金限度額	600,000 円
助成金額：C又は助成金限度額のいずれか低い額	円

2. 経費内訳（複数の町内施設・事業所を有する場合は、別紙に記入してください。）

施設・事業所名				
経費科目（円）	電気料金	ガス料金	ガソリン料金	経費合計額
令和4年4月				(A)
令和4年5月				
令和4年6月				
令和4年7月				
令和4年8月				
令和4年9月				
令和4年度合計				
令和3年4月				(B)
令和3年5月				
令和3年6月				
令和3年7月				
令和3年8月				
令和3年9月				
令和3年度合計				
差引合計額：経費合計額（A）－（B）				円（C）

(裏面)

施設・事業所名				
経費科目 (円)	電気料金	ガス料金	ガソリン料金	経費合計額
令和4年4月				(A)
令和4年5月				
令和4年6月				
令和4年7月				
令和4年8月				
令和4年9月				
令和4年度合計				
令和3年4月				(B)
令和3年5月				
令和3年6月				
令和3年7月				
令和3年8月				
令和3年9月				
令和3年度合計				
差引合計額：経費合計額 (A) - (B)			円 (C)	

施設・事業所名				
経費科目 (円)	電気料金	ガス料金	ガソリン料金	経費合計額
令和4年4月				(A)
令和4年5月				
令和4年6月				
令和4年7月				
令和4年8月				
令和4年9月				
令和4年度合計				
令和3年4月				(B)
令和3年5月				
令和3年6月				
令和3年7月				
令和3年8月				
令和3年9月				
令和3年度合計				
差引合計額：経費合計額 (A) - (B)			円 (C)	

別紙

施設・事業所名				
経費科目 (円)	電気料金	ガス料金	ガソリン料金	経費合計額
令和4年4月				
令和4年5月				
令和4年6月				
令和4年7月				
令和4年8月				
令和4年9月				
令和4年度合計				
令和3年4月				
令和3年5月				
令和3年6月				
令和3年7月				
令和3年8月				
令和3年9月				
令和3年度合計				
差引合計額：経費合計額 (A) - (B)			円 (C)	

施設・事業所名				
経費科目 (円)	電気料金	ガス料金	ガソリン料金	経費合計額
令和4年4月				
令和4年5月				
令和4年6月				
令和4年7月				
令和4年8月				
令和4年9月				
令和4年度合計				
令和3年4月				
令和3年5月				
令和3年6月				
令和3年7月				
令和3年8月				
令和3年9月				
令和3年度合計				
差引合計額：経費合計額 (A) - (B)			円 (C)	

第 年 月 日

様

養老町長

医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました標記助成金について、医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 対象事業 医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 却下理由

（あて先）養老町長

申請者 所在地
法人等名
代表者の職氏名 印

医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金請求書

医療福祉サービス事業所等物価高騰対策支援助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円
2. 振込先

金融機関名	銀行 金庫 支店 農協 支所		
種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※法人等名及び代表者名と振込先の口座名義人が異なる場合は、以下に署名し、又は記名押印してください。

私は、上記の口座名義人に助成金の受領に関する一切の権限を委任します。

（署名又は記名押印）

印